

令和8年5月22日
青森市企業局交通部管理課長

懲戒処分について

地方公務員法第29条第1項の規定により職員を懲戒処分としたので、お知らせいたします。

事案の概要（服務規程違反事案）

- ①令和8年4月19日（日）、交通部営業所職員が出勤点呼時のアルコール呼気検査において、青森市自動車運送事業自動車乗務員服務規程第22条に定める酒気帯びの運用基準※を上回る測定結果（0.095mg/L）が出たため、乗務を禁止したものの。
- ②令和8年5月1日（金）、交通部営業所職員が出勤点呼時のアルコール呼気検査において、青森市自動車運送事業自動車乗務員服務規程第22条に定める酒気帯びの運用基準※を上回る測定結果（0.082mg/L）が出たため、乗務を禁止したものの。

※「青森市自動車運送事業自動車乗務員服務規程第22条に定める酒気帯びの運用基準」…乗務前のアルコール呼気検査において「0.05 mg/L」以上の測定結果が出た場合は乗務させないこととしている。

（参考）道路交通法で定める酒気帯びの基準：呼気のアルコール濃度「0.15 mg/L」以上

被処分者及び処分量定

- ①交通部営業所 会計年度任用職員運転士 （50代 男性） 戒告
- ②交通部営業所 会計年度任用職員運転士 （50代 男性） 戒告

処分日

令和8年5月22日